

議案第 6 3 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 9 年 9 月 1 9 日提出

三田市長 森 哲 男

## 三田市条例第 号

### 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）の一部を次のように改正する。

付則第23項中「平成29年4月分から平成32年3月分までの」を削り、「この条例の規定による給料に、職務の級が7級の適用を受ける職員にあつては100分の95を、職務の級が6級の適用を受ける職員にあつては100分の96を乗じて得た額」を「次の各号に掲げる期間に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の2号を加える。

- (1) 平成29年4月分から平成32年3月分まで この条例の規定による給料に、職務の級が7級の適用を受ける職員にあつては100分の95を、職務の級が6級の適用を受ける職員にあつては100分の96を乗じて得た額
- (2) 平成29年10月分から平成32年3月分まで この条例の規定による給料に、職務の級が1級から5級までの適用を受ける職員にあつては100分の97.5を乗じて得た額

付則第24項中「(地域手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除く。)」を削る。

#### 付 則

この条例は、平成29年10月1日から施行し、この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例付則第24項の規定は、平成29年4月1日から適用する。